3						
4						
合計額						

①持分を処分した投資事業有限責任組合の名称
②持分を処分した投資事業有限責任組合の無限責任組合員の住所及び代表者名
③平成　年度に処分した持分の取得価額
④平成　年度に処分した持分の処分価額及び処分の方法
⑤認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間中に処分した持分の処分価額の総額
（注）
認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間中に処分した投資事業有限責任組合の持分全てについて記載する。

○厚生労働省令第四十一号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四号中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

第十八条第三項中「厚生労働大臣が」を削る。

第十八条の二の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条に次の二項を加える。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により届書の提出を求めた場合において、必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、指定期限までに、当該書類を機構に提出しなければならない。

第二十三条　老齢基礎年金の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　届出人の氏名及び住所並びに届出人と受給権者との身分関係
二　受給権者と同一世帯である旨
三　受給権者の氏名及び生年月日
四　受給権者の基礎年金番号
五　受給権者の所在不明となつた年月日
六　老齢基礎年金の年金証書の年金コード

2　前項の届書には、受給権者の老齢基礎年金の年金証書（老齢基礎年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）を添えなければならない。

3　厚生労働大臣は、第一項の届書が提出されたときであつて、必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、指定期限までに、当該書類を機構に提出しなければならない。

5　受給権者が同時に老齢厚生年金の受給権を有していた場合において、厚生年金保険法施行規則第四十条の二第一項の届書が提出されたときは、第一項の届書の提出があつたものとみなす。

6　受給権者が同時に厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する退職共済年金の受給権を有していた場合において、平成九年改正省令附則第七十六条の五第一項又は平成十四年改正省令附則第四十八条の二第一項の届書が提出されたときは、第一項の届書の提出があつたものとみなす。

第三十三条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　前号の障害の現状が第三十三条の二に規定する場合に該当するときは、当該該当することを明らかにする書類

第三十三条の二の次に次の一条を加える。

（法第三十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合等）

第三十三条の二の二　法第三十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害基礎年金の受給権を取得した日又は同条第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日のいずれか遅い日以後、次の各号に掲げるいずれかの状態に至つた場合（第五号に掲げる状態については、当該状態に係る障害の範囲が拡大した場合を含む。次項において同じ。）とする。

一　両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
二　両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
三　両上肢の全ての指を欠くもの
四　両下肢を足関節以上で欠くもの
五　四肢又は手指若しくは足指が完全麻痺したもの（脳血管障害又は脊髄の器質的な障害によるものについては、当該状態が六月を超えて継続している場合に限る。以下同じ。）
六　心臓を移植したもの又は人工心臓（補助人工心臓を含む。以下同じ。）を装着したもの
七　脳死状態（脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至つた状態をいう。以下同じ。）又は遷延性植物状態（意識障害により昏睡した状態にあることをいい、当該状態が三月を超えて継続している場合に限る。以下同じ。）となつたもの
八　人工呼吸器を装着したもの（一月を超えて常時装着している場合に限る。以下同じ。）

2　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第七条において準用する法第三十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、旧法の規定により障害年金の受給権を取得した日又は旧法第三十四条第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日のいずれか遅い日以後、次の各号に掲げるいずれかの状態に至つた場合とする。

一　両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
二　両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの
三　両上肢の全ての指を欠くもの
四　両下肢を足関節以上で欠くもの
五　四肢又は手指若しくは足指が完全麻痺したもの
六　心臓を移植したもの又は人工心臓を装着したもの
七　脳死状態又は遷延性植物状態となつたもの
八　人工呼吸器を装着したもの

第三十六条第三項中「厚生労働大臣が」を削る。

第三十六条の二の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条に次の二項を加える。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により届書の提出を求めた場合において、必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、指定期限までに、当該書類を機構に提出しなければならない。